



地域包括

③ 高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売などによる消費者被害の防止、成年後見制度の活用により、高齢者の皆さんの権利を守ります。

④ ケアマネジャーなど介護に携わる人への指導や助言をします。

Q 運営はどうなっているの？

A 市から委託を受け、社会福祉法人および医療法人の施設が運営しています。

Q どんな人が相談にのってくれるの？

A 地域包括支援センターには、保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがおり、連携して相談にのります。

Q 介護以外の相談でも受け付けてくれるの？

A 地域包括支援センターでは職員は専門外のことについても、地域の関係機関を紹介したり、情報提供を行うなど、さまざまな相談に対応をしています。☆最近このような相談がありました。

○「友人を久しぶりに訪ねたら、具合が悪く寝込んでいました。一人暮らしのようですし、どうしたらよいか分かりません。」

○「要支援1の認定を受けたので、サービスを受けたいのですが、どうしたらよいのですか。」

○「介護保険のサービスは必要ではないのですが、リハビリができるところはないですか。」

○「最近、近所のお年寄りが認知症の様子で、お金の管理ができなくなりました。近くに身寄りもなく、支援してくれる人が居ません。どうしたらよいのでしょうか。」

Q 相談内容が他の人に知られてしまうことはありませんか？

A 地域包括支援センターの職員は、法律により秘密を守る義務があります。また、支援に必要な範囲の関係者に情報を提供する場合は、あらかじめ利用者本人に同意を得る必要がありますので、ご安心ください。

地域包括支援センターは、高齢者の方の身近な相談機関です。困ったこと、相談したいことがありましたら、お住まいの地区の担当センターまでご連絡ください。